

# ごみ集積箱の設置の助成制度

## 集積箱を設置された自治会に補助金を交付します。

ごみ集積所周辺のごみの散乱を防止し、市民の皆さんのごみに対する理解とマナーの向上の促進、清潔で良好な環境づくりを目的として、自治会が行う集積箱の設置・修理費用の一部を補助しています。

<b>対 象</b>	集積箱を設置し、修理しようとする <b>自治会</b>
<b>補 助 金</b>	設置・修理にかかる費用の <b>8割に相当する額</b> とし、 <b>8万円を限度</b> とします。ただし、千円未満の端数は、切り捨てとなります。
<b>設置基準</b>	<p>利用者の皆さんに維持管理を行っていただきますので、あらかじめ集積箱の場所や利用者、どのように管理するかを、じゅうぶんに話し合ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 利用世帯が、10戸以上あること。</li><li>② 設置する用地を自治会で確保し、責任を持って管理できる場所であること。</li><li>③ 収集車が通行でき、作業が安全に行える道路沿いの場所であること。</li><li>④ 耐久性のある材質であり、かつ、ごみの出し入れが容易に行えること。</li><li>⑤ 一般家庭から排出されるごみを集積すること。(事業系ごみは×)</li><li>⑥ カラス、犬、猫などが入れない構造にすること。</li></ol> <p>設置にあたっては、地域住民の皆さんの合意と、用地地権者の承諾を得てください。</p>
<b>手 続 きの (設 置) の 流 れ</b>	<p><b>申 請</b> ↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助金交付申請書(様式1号)に必要書類を添付して、お住まいの地域の環境担当課に提出してください。(記入例①)</li></ul> <p><b>交付決定</b> ↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助金交付決定通知書を送付します。</li></ul> <p><b>設 置</b> ↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自治会で、集積箱の設置を行ってください。 (既製品・資等材の購入にあたっては市内業者を利用してください)</li></ul> <p><b>実績報告</b> ↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置後、実績報告書(様式3号)と必要書類、補助金請求書(様式第4号)を、担当課に提出してください。(記入例②③)</li></ul> <p><b>補助金交付</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定金融機関に補助金を振り込みます。 振込みは、実績報告受付後、約1ヶ月程度かかります。</li></ul> <p>※ 交付決定通知を受けてから設置したものが対象です。 <u>通知前に着手したものや、既に設置等が完了したものは対象になりません。</u></p>
<b>補助金額 の計算例</b>	◎ 補助金の額 <b>補助割合8割 ・ 上限8万円 ・ 千円未満切捨て</b> 集積箱の購入価格(税込み)が、73,500円の場合、 73,500円×8/10=58,800円 <b>補助金の額は、58,000円です。</b>

## 市内における集積箱の設置例



ブロックとネットを使用した作製例  
(物干し竿を、重しにして使っている)



L字型アンクルとネットを使用した作製例  
(単管とクランプを使用した例もあります)



既製品

高さ 120cm × 幅 180cm × 奥行 70cm ・ 重さ 90kg



既製品



鍵付き集積庫の作製例  
(収集日以外は、施錠している)



横置き型



既製品

利用世帯数や出されるごみ袋の量を考慮して、集積箱の大きさを決めて下さい。

『資源物』は、種類ごとに整理・整頓して出すようにしてください。